

# 高齢者のための 福祉ガイド

(令和8年度版)



由利本荘市 健康福祉部

長寿生きがい課

(令和8年4月現在)

# 目 次

<b>生活を支援するサービス</b>	1~2	
・緊急通報装置貸与事業		1
・軽度生活援助事業		1
・寝具類洗濯サービス事業		1
・訪問理美容サービス事業		2
・日常生活用具給付事業		2
・外出支援サービス事業（本荘地域以外）		2
・軽度・中度難聴者補聴器購入費助成事業		2
・高齢者心配ごと相談事業		2
・成年後見制度利用支援事業		2
<b>介護予防を支援するサービス</b>	3	
・食の自立支援事業（配食サービス）		3
・生活管理指導短期宿泊事業		3
・地域ミニデイサービス事業		3
<b>家族介護を支援するサービス</b>	4	
・家族介護手当支給事業		4
・家族介護者交流事業		4
・家族介護教室事業		4
・家族介護用品支給事業（紙おむつ等の支給）		4
・要介護者に係る指定ごみ袋支給事業（指定ごみ袋の支給）		4
<b>生きがい対策</b>	5	
・高齢者祝金給付事業		5
・高齢者健康づくり促進事業		5
<b>介護保険制度</b>	6~8	
・利用の手続き		6
・利用できるサービス・事業		6
・サービスの利用者負担		7
・高額介護サービス費の支給		7
・〔総合事業〕介護予防・日常生活支援総合事業		8
<b>地域包括支援センター</b>	9~14	
・地域包括支援センターとは		9
・地域包括支援センターの体制について		10
・地域包括支援センターの取り組み		11
<b>介護保険以外の施設</b>	15	
・養護老人ホーム		15
・生活支援ハウス		15
<b>このガイドに載っている関係機関一覧</b>	16~17	

# 生活を支援するサービス

## ■緊急通報装置貸与事業

概ね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方の不安を軽減し、急病等、緊急時の連絡体制を確保するため、緊急通報装置を貸与します。

・利用料 500円/月 ※生活保護世帯無料

## ■軽度生活援助事業

### ① 日常生活の支援（4月1日から申請受付）

概ね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方であって、身体状況・精神状況により日常生活上の援助が必要な方に軽易な日常生活上の支援を行います。

・支援内容 家屋内の整理整頓、家周りの除草（手刈り、機械刈り）  
簡単な修理・修繕、冬囲い設置・取り外し、障子貼りなど

・利用回数 年12回以内（月1回2時間まで 障子貼り等は2面まで）

・利用料 市民税非課税世帯 100円/時間  
市民税課税（均等割）世帯 200円/時間  
市民税課税（所得割）世帯 300円/時間  
※生活保護世帯無料

ただし、作業時間が1時間を超えた場合は、30分ごとに課税区分に応じた金額の半額を加算します。

※上記の利用回数、時間数を超えた利用がある場合の利用料、及び材料費等の実費は自己負担となりますので、実施機関であるシルバー人材センターにお支払いください。

### ② 除雪支援（9月頃から申請受付 広報等でお知らせします）

概ね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯や身体に障がいのある方で、自力で除雪ができない世帯の出入口、玄関から道路までの通路の確保の除雪をします。

・支援内容 出入口の確保のための除雪

・利用料 市民税非課税世帯 1回の利用で1時間あたり100円  
市民税課税（均等割）世帯 1回の利用で1時間あたり200円  
市民税課税（所得割）世帯 1回の利用で1時間あたり300円

★①と②は、毎年度申請が必要です。申請時期が異なるのでご注意ください。

## ■寝具類洗濯サービス事業

概ね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方、並びに身体障がい者であって、身体状況・精神状況により寝具類の衛生管理が困難な方の寝具類の洗濯を行います。（生活保護世帯・市民税非課税世帯のみ）

・実施回数 年2回  
・利用料 料金の一割を負担していただきます。

## ■訪問理美容サービス事業

概ね65歳以上の要介護高齢者等で、理・美容院に出向くことが難しい方へ理・美容業者が出張します。

- ・利用料 理・美容代の実費を負担いただきます。（出張費 市負担）
- ・実施機関 市内の理・美容組合加入店

## ■日常生活用具給付事業

65歳以上の単身世帯又は65歳以上のみの世帯で、心身機能の低下に伴い援護の必要な方がいる世帯に、介護保険制度では給付されない日常生活用具を給付します。給付できる用具は次の二つです。（生活保護世帯・市民税非課税世帯のみ）

- ・電磁調理器 単身世帯で、認知症状のある方
- ・火災警報器 単身世帯及び65歳以上のみの世帯で要介護4、5に相当する方がいる世帯主

## ■外出支援サービス事業（本荘地域以外）

概ね65歳以上で身体状況（要介護4・5程度）あるいは精神状況により、一般の公共交通機関を利用することが困難な方を対象として、通院を目的とした居宅と医療機関との間を送迎するサービスを提供します。（民間の介護タクシー等他の交通機関による移動手段がある場合は、利用できません。）

- ・利用回数 月2回まで
- ・利用料 無料
- ・実施機関 由利本荘市社会福祉協議会

## ■軽度・中度難聴者補聴器購入費助成事業

65歳以上の軽度・中度難聴者の方の補聴器購入費用の一部を助成します。購入前に申請が必要です。

- ・対象者 両耳の聴力レベルが、30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ・助成額 購入費用の2分の1（生活保護世帯・市民税非課税世帯は上限5万円それ以外の世帯は、上限2万5千円）

## ■高齢者心配ごと相談事業

高齢者及びその家族のいろいろな心配ごとの相談に、専門の相談員が応じます。

- ・実施機関 由利本荘市社会福祉協議会

## ■成年後見制度利用支援事業

認知症や知的障がいなどにより判断能力が不十分となった方を対象にし、後見人の選任や本人の誤った判断による契約の取消しを可能にし不利益から保護する成年後見制度利用について、家庭裁判所に親族等が申立できない場合の「市長申立」を支援します。

# 介護予防を支援するサービス

---

## ■食の自立支援事業（配食サービス）

概ね65歳以上の一人暮らしなどの家庭で、心身状況により食生活（買い物、火気管理、調理など）に支障があり、安否確認が必要な方に、配達員が栄養バランスのとれた食事をお届けすると共に、利用者の方の生活状況等を確認いたします。

- ・配達回数 週3回（月・水・金）夕食時
- ・利用料 1食当たり400円（市民税非課税世帯は300円）
- ・実施機関 キッチンわかば ～本荘・矢島・由利・大内・東由利・西目・鳥海地域  
久盛福社会（広洋苑）～岩城地域

## ■生活管理指導短期宿泊事業

概ね65歳以上の方を、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うなどし、身体及び精神の安定を図ります。

- ・入所期間 原則として7日以内
- ・利用料 1日 380円（生活保護世帯に属する者は無料）  
+ 食材費（1食300円）
- ・実施施設 養護老人ホーム寿荘、特別養護老人ホーム萬生苑、  
特別養護老人ホーム白百合苑、大内さつき会指定短期入所生活介護事業所

## ■地域ミニデイサービス事業

町内会館などを利用して、市民が主体的に行う高齢者の方が気軽に集う活動を支援するため、補助金制度を設けています。

- ・申請対象 市内の町内会、自治会、またはその連合会
- ・交付対象経費 ①地域協力員に対する謝礼の年間総額の3分の2  
②その他実施に必要な活動経費（報償費、消耗品費等）  
（交付①+②=上限40万円）  
③実施初年度に限り、備品購入費、集会施設の軽微な修繕費など  
（上限10万円）

# 家族介護を支援するサービス

---

## ■在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業

寝たきりや重度の認知症の高齢者等を、6カ月以上家庭で介護している家族の方に、介護手当を支給します。

- ・支給額 20,000円
- ・支給回数 年2回（9月・3月）

## ■家族介護者交流事業

家庭で寝たきりや認知症の65歳以上の方を介護している家族の方を対象に、日帰り研修等で参加者同士の話し合いや交流をしながら心身をリフレッシュしていただきます。

- ・利用料 実費負担の場合あり
- ・実施機関 由利本荘市社会福祉協議会

## ■家族介護教室事業

家庭で寝たきりや認知症の65歳以上の方を介護している家族の方を対象に、食事・入浴・排泄などの介助・日常生活上のお世話の方法や、介護者の健康づくりについて学んでいただく介護教室を開催します。

- ・利用料 実費負担の場合あり
- ・実施機関 由利本荘市社会福祉協議会、久盛福社会

## ■家族介護用品支給事業（紙おむつ等の支給）

在宅の要介護4・5の65歳以上の方あるいは、要介護認定を受けていない場合であっても同程度の状態であると認められる方を介護している家族の方に、介護用品を支給します。

- ・支給額 月額 5,000円を上限とします。（超過分は自己負担）
- ・支給要件 市民税非課税世帯の方  
申請日より30日以前の間、介護保険施設・医療機関等に15日以上入院・入所していないこと

## ■要介護者に係る指定ごみ袋支給事業（指定ごみ袋の支給）

4月1日現在で在宅の要介護4・5の方がいる世帯に、指定ごみ袋（可燃45リットル）を支給します。

- ・支給枚数 1人につき年100枚
- ・支給要件 4月1日において要介護4・5の方がいる世帯  
申請日より30日以前の間、介護保険施設・医療機関等に15日以上入院・入所していないこと

※ 令和8年8月1日からごみ袋が新しくなり、現在のごみ袋は10月31日で使用できなくなります。そのため、令和8年度に限り、新旧のごみ袋を50枚ずつの2回に分けて受け取ることができます。

# 生きがい対策

## ■高齢者祝金給付事業

満88歳・満100歳の方へ長寿のお祝い金を差し上げます。

- ・祝金額 満88歳の方 1万円  
満100歳の方 5万円

## ■高齢者健康づくり促進事業

### (入湯料等割引券)

高齢者や身体に障がいのある方に、市内の温泉等施設の利用割引券を差し上げます。

- ・対象 4月1日現在、満70歳以上の方・満65歳以上の身体障害者手帳所持者
- ・交付枚数 100円割引券10枚。満75歳以上の方は、長寿のお祝いとして100円割引券20枚。(年度内1回のみ)
- ・対象施設  
〔本荘地域〕 温泉休養施設「鶴舞温泉」、  
石脇地区コミュニティセンター「ぱいんすば新山」、  
大手門温水プール「遊泳館」  
〔矢島地域〕 老人福祉センター「寿康苑」  
〔岩城地域〕 岩城温泉「港の湯」  
〔由利地域〕 ゆりの里交流センター「ゆりえもん」  
〔大内地域〕 総合交流ターミナル「ぼぼろっこ」、かすみ温泉、  
小羽広館  
〔東由利地域〕 黄桜温泉「湯楽里」  
〔西目地域〕 ふるさと交流センター「かしわ温泉」、  
にしめ湯っ娘ランド  
〔鳥海地域〕 休養宿泊施設「鳥海荘」、フォレストア鳥海

### (はり、きゅう、マッサージ施術費助成券)

高齢者の健康保持、増進のため、指定施術所の施術助成券を差し上げます。

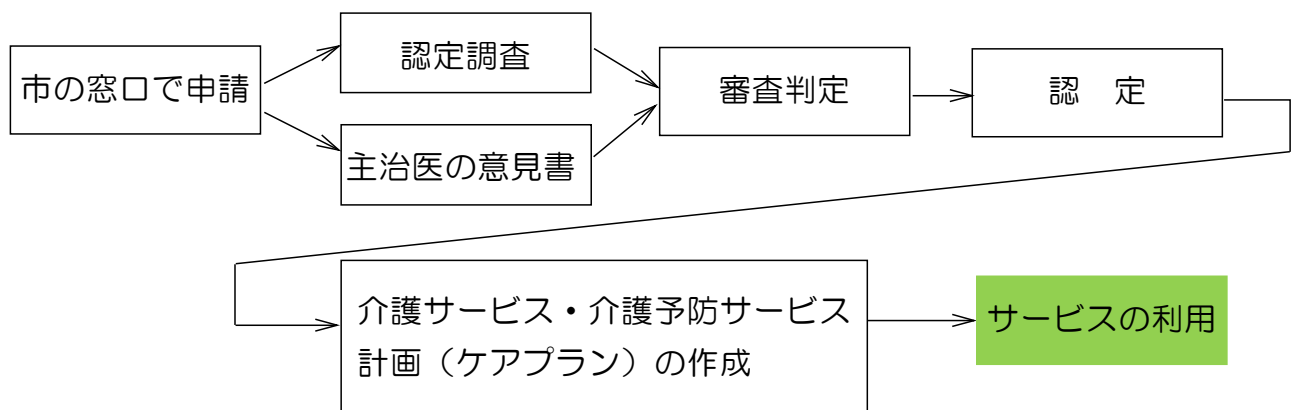
- ・対象 満65歳以上の方(4月1日現在)
- ・交付枚数 1,000円助成券3枚。(年度内1回のみ)
- ・指定施術所  
〔本荘地域〕 打矢治療院、長田治療院、かまだ鍼灸院、  
越川はり灸院、御門治療院、すこやか治療院、  
鷹谷鍼灸院、中央鍼灸院、治療院やすらぎ倅房、  
新山鍼灸院、はり屋ドリーム、  
ひきじ町はり・きゅう院、本荘けやしき整骨院、  
まさきスポーツ鍼灸治療院、わかば鍼灸マッサージ院  
〔矢島地域〕 黒木治療院、三船針灸院  
〔岩城地域〕 はりきゅうハマナシ治療院  
〔大内地域〕 ハレルヤ治療院  
〔にかほ市〕 治療院にかほ、はり・きゅう・マッサージ店ゆうき  
〔秋田市〕 皇漢堂鍼灸院、治療室シヨコラ、はり・きゅう加藤健灸堂  
〔横手市〕 恒心はりきゅう院  
〔大仙市〕 門井治療院  
〔羽後町〕 鍼灸飯塚治療所

# 介護保険制度

介護保険のサービスは、高齢になっても住み慣れた自宅で、自立した暮らしを続けるための支援を行うことを目的としています。そのために、できる限り要介護状態にならないよう、また要介護状態になってもそれ以上悪化しないように、介護サービス及び介護予防サービスを理解し、上手に利用しましょう。

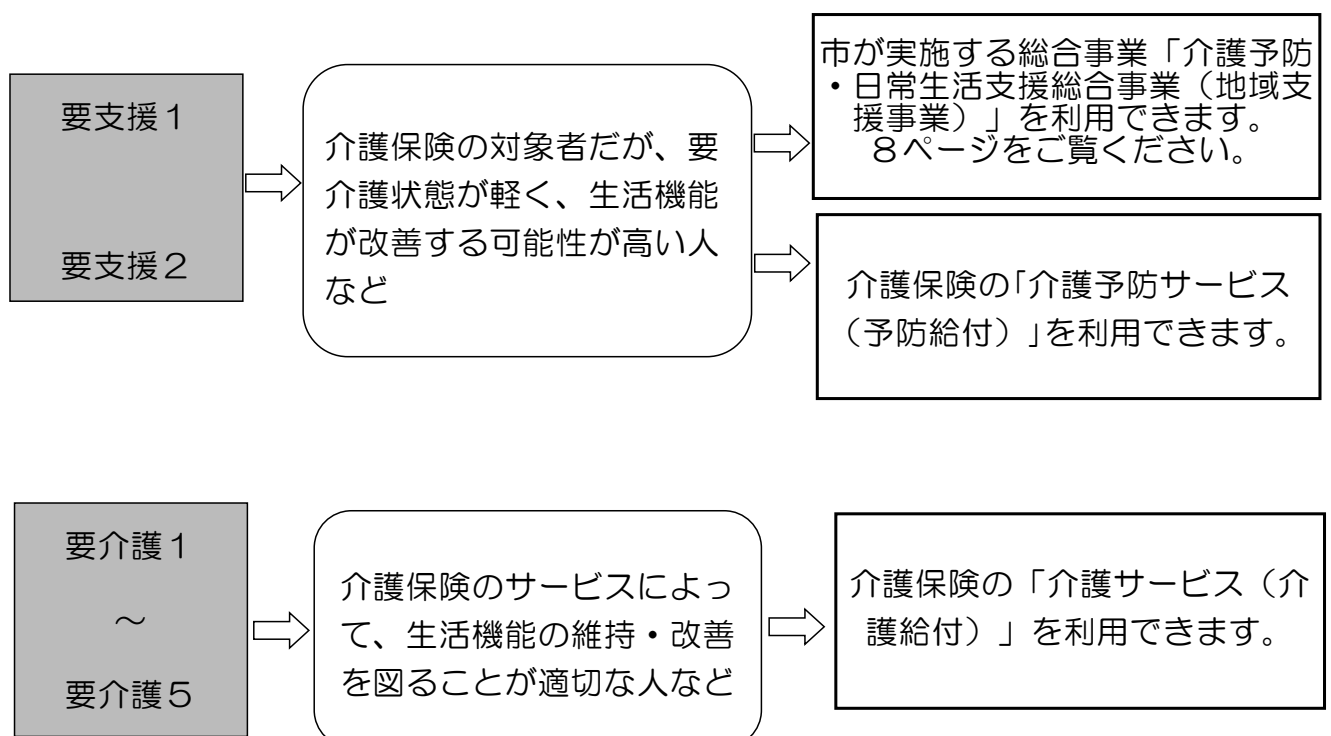
## ■利用の手続き

介護サービスを利用したいときは、「長寿生きがい課」または「各総合支所市民サービス課」に申請し、要介護認定を受けなければなりません。サービスを受けたい高齢者本人やご家族の方のほか、地域包括支援センターや省令で定められた居宅介護支援事業者、介護保険施設なども代わって申請できます。



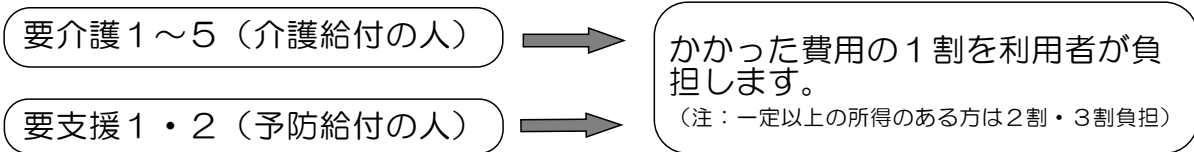
## ■利用できるサービス・事業

※要介護度の認定状況等により、状態に応じたサービスが利用できます。



## ■サービスの利用者負担

サービス利用に際しては一定額を負担します。

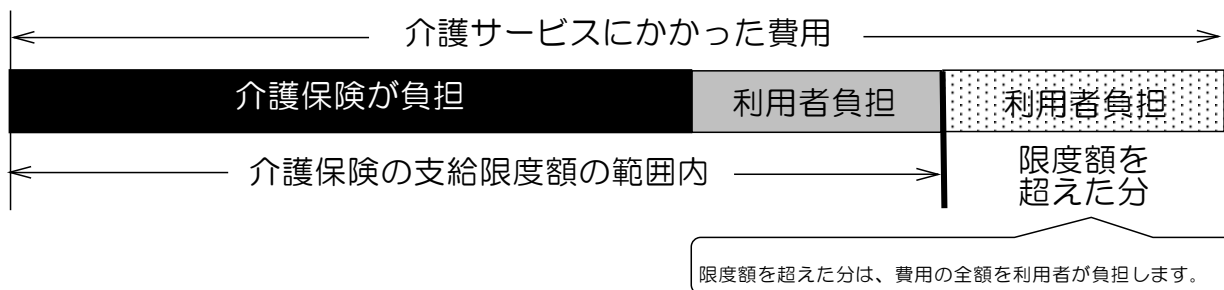


（注）一定以上所得者

2割負担	3割負担(2018.8.1以降)
本人の合計所得金額が160万円以上、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上	本人の合計所得金額が220万円以上、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上

## ◆在宅サービス（介護給付・予防給付）の支給限度額

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区分別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。



## ◆介護保険施設に入所した場合の支給限度額

サービス費用の1割（一定以上の所得のある方は2割・3割）+ 居住費（滞在費）+ 食費 + 日常生活費が自己負担となります。

## ■高額介護サービス費の支給（1割負担額(又は2割・3割)が高額になったとき)

同じ月に利用したサービスの、1割(又は2割・3割)の利用者負担額の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯の合計額）が高額になり、上限額（下表）を超えた時は、申請により、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	月額上限額
課税所得690万円以上	世帯 140,100円
課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
一般	世帯 44,400円
住民税世帯非課税	世帯 24,600円
・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が826,500円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 ・生活保護の受給者	世帯 15,000円 個人 15,000円

## ■【総合事業】介護予防・日常生活支援総合事業

介護や生活支援を必要とする高齢者や単身生活者、高齢者のみの世帯が増える中、高齢者のみなさまが住み慣れた地域で生活を継続するために、買い物や掃除の支援、生きがいを持って生活できる活動が、これまで以上に必要になると見込まれます。

【総合事業】では、多様な生活ニーズに応えるサービスを、地域の実情に応じて、総合的に提供できる仕組みに見直し、地域での支え合いの体制づくりを進めていきます。

### 対象となる人

- (65歳以上の方)
- ①要支援認定を受けている方
  - ②基本チェックリスト※により総合事業対象者と判定された方
- ※健康状態を確認するための質問票

### サービス内容

#### 介護予防サービス（要支援1・2）

#### 【総合事業】介護予防・日常生活支援事業

（要支援1・2、総合事業対象者）

- ・訪問型サービス（現行相当、短期集中型）
- ・通所型サービス（現行相当、短期集中型）
- ・一般介護予防事業

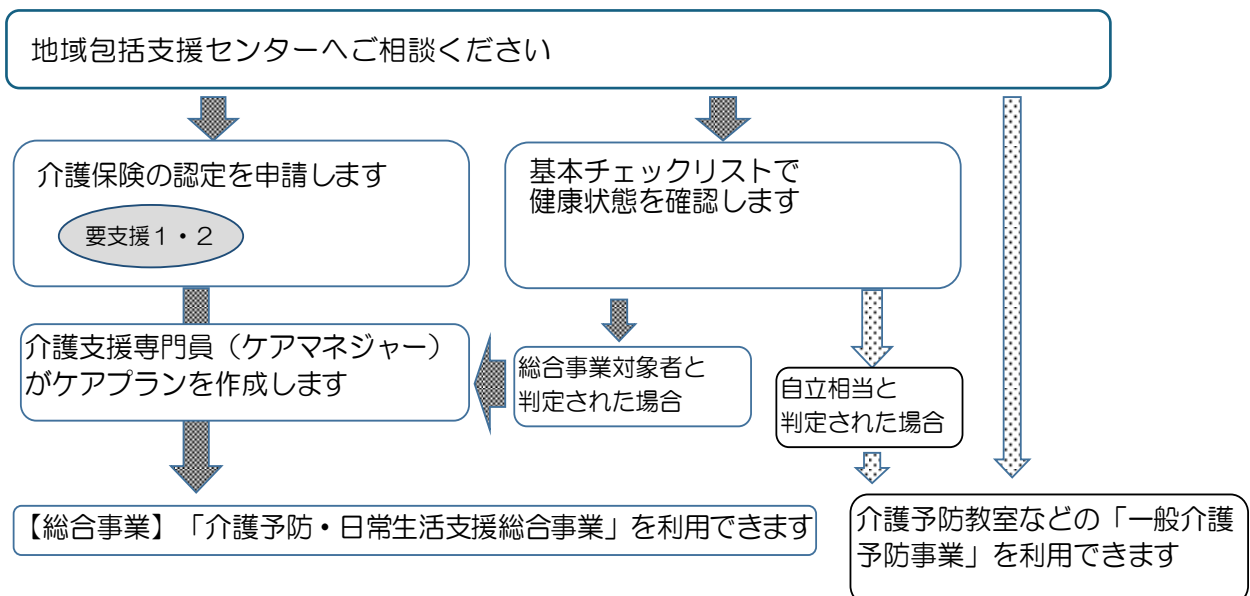
#### ○訪問型サービス

- ・総合事業訪問介護サービス（現行型相当）
- ・総合事業家事援助サービス（サービスA）
- ・訪問型専門的指導事業（短期集中型予防サービス）

#### ○通所型サービス

- ・総合事業通所介護サービス（現行型相当）
- ・総合事業生活機能向上サービス（サービスA）
- ・通所型専門的指導事業（短期集中型予防サービス）

### 利用のしかた



# 地域包括支援センター

## ■ 地域包括支援センターとは

地域のみなさんの健康や生活、財産、権利などを守るために置かれている機関で、どなたでも利用できます。介護のことや、健康のこと、財産の管理に関することなど、高齢者に関する相談や悩みを受け付けています。

私たちに相談してください！！



※地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャー等が中心となって高齢者の支援を行います。それぞれの専門分野を活かし、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的に高齢者を支えています。

地域包括支援センターではこんな仕事をしています

### 様々な困りごと

- ・生活や健康について
  - ・介護サービスについて
  - ・家族内や近所の高齢者について
- 様々な相談に対応します。

### 高齢者の権利について

- ・財産や権利を守り、成年後見制度等の活用を支援します。
- ・消費者被害や虐待防止に対応します。

### 適切なサービス提供について

- ・みなさんへ質の高いサービスの提供ができる体制をつくります。
- ・地域のネットワークづくりを進め生活全体を支えます。

### 介護予防について

- ・要支援、総合事業対象者へ介護予防ケアプランを作成します。
- ・市民が主体となる活動を支援し、介護予防に努めます。

## ■地域包括支援センターの体制について

由利本荘市地域包括支援センターでは、地域で暮らす高齢者を、医療・介護・健康・福祉などさまざまな面から支えるために相談や支援を行っております。

市では、身近な相談窓口として相談体制を下記のとおりとしています。

高齢者に関するご相談は担当の地域包括支援センターまたは在宅介護支援センターにご連絡下さい。

### 北部地域包括支援センター

【民間委託：久盛福祉会】

担当地域：岩城・大内

住 所：岩城富田字根本9-3

電 話：74-6888

F A X：74-6887

大内在宅介護支援センター

電話：65-2808

### 中央地域包括支援センター

【民間委託：わかば会】

担当地域：本荘中央・本荘東部・本荘西部・  
石脇・松ヶ崎・西目

住 所：東町15(カダーレ内)

電 話：74-6629

F A X：74-6639

西目在宅介護支援センター

電話：32-1012

### 東部地域包括支援センター

【民間委託：由利本荘市社会福祉協議会】

担当地域：子吉・小友・石沢・南内越・  
北内越・東由利

住 所：東由利老方字台山39(有鄰館内)

電 話：74-7670

F A X：74-7671

東部在宅介護支援センター

電話：23-5519

### 南部地域包括支援センター

【民間委託：由利本荘市社会福祉協議会】

担当地域：矢島・由利・鳥海

住 所：矢島町城内字八森下486-1

電 話：44-8841

F A X：44-8842

在宅介護支援センター白百合苑

電話：53-2100

鳥海在宅介護支援センター

電話：57-3288

### 全体総括

由利本荘市地域包括支援センター

住 所：瓦谷地1(長寿生きがい課内)

電 話：24-6345

F A X：24-6395



## ■地域包括支援センターの取り組み

### ・認知症・安心ガイドブックを活用しましょう

「認知症・安心ガイドブック」を作成し、市のホームページに掲載しております。

このガイドブックは、認知症について正しく知り、もしも自分や家族、地域の方が認知症になった場合に、症状の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを利用できるか紹介しています。

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、この「認知症・安心ガイドブック」をご活用ください。



### ・物忘れ相談プログラム

タッチパネルを使用した認知症のチェックをしませんか？



認知症の早期発見・予防のため、タッチパネルを利用した認知症チェックのシステムです。質問に合わせて、画面をタッチするだけの簡単な操作です。結果を印刷して持ち帰ることもできます。  
(所要時間 5分程度)

#### ータッチパネルの設置場所はー

- ・北部地域包括支援センター
  - ・中央地域包括支援センター
  - ・東部地域包括支援センター
  - ・南部地域包括支援センター
- ※利用したい方は、お気軽にお声かけください。

### ・認知症簡易チェックサイト

『これって認知症？』『わたしも認知症？』を活用しましょう！

市のホームページで簡単に認知症のチェックができるサイトを作っています。



認知症が心配になったらパソコンや携帯電話を使って気軽にチェックしてみたいかがでしょうか？活用される際は、由利本荘市のホームページにアクセスしてください。

QRコード対応の携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は左のQRコードをご利用ください。

## ・認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業への登録について

『認知症高齢者等見守りSOSネットワーク』は、認知症等により行方不明になる可能性のある方を事前に登録しておくことで、実際に行方不明になった時に、地域の支援で早期に発見するためのネットワークです。



★SOS ネットワークに登録を希望されるご家族等がいる場合は申請書と登録者本人の顔写真が必要になります。申請用紙は各地域包括支援センター、市のホームページからもダウンロードできます。

申請窓口は長寿生きがい課またはお近くの地域包括支援センターまでお越しください。

★QR コード付きおでかけ見守りシールについて

おでかけ見守りシールは、SOS ネットワークに登録した方でより行方不明になる可能性の高い方へご案内しています。詳しい内容につきましては、ご相談ください。

# おでかけ見守りシール (由利本荘市 認知症高齢者等見守り事業)



## どし伝言板® とは？



認知症等で行方不明になった際、衣服等に貼ったQRコードが読み取られると、保護者へ瞬時に発見通知メールが届きます。発見者はQRコードを読み取ると、ニックネームや注意すべきことなど対処方法がわかるので安心です。チャット形式の伝言板だからやりとりは簡単。お迎えまで迅速に行えます。

・認知症初期集中支援チーム(オレンジ窓口ゆりほんじょう)がちからになります！

『認知症初期集中支援チーム』とは、認知症の人やその家族からの相談を受け、専門医や保健師・介護福祉士などのスタッフがご自宅を訪問し早期診断・早期対応を行うチームです。

【対象となる方】

市内に在住する40歳以上の方で、在宅生活をされており認知症が疑われているか、または、次に該当する方

- ①認知症の診断を受けていない方
- ②治療を中断している方
- ③適切な医療サービスや介護サービスを受けていない方
- ④何らかのサービスは受けているが、認知症による症状が強く、どのように対応してよいか困っている方



認知症が気になる方、認知症の家族のことでお悩みの方は  
ご相談ください。

【お問い合わせ】

地域包括支援センター(24-6345)

・認知症サポーターになろう！

認知症サポーター養成講座を受講した方が「認知症サポーター」と呼ばれ、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となります。

認知症サポーター養成講座は、職場・町内会・学校などでの集まりや仲間同士の勉強会など、受講希望者に応じた内容・場所で開催いたします。

【お問い合わせ】 地域包括支援センター(24-6345)

〈 講座の内容 〉 ※60分～90分の例

- ・認知症とは？ (DVD 視聴)
- ・認知症の症状の理解と支援について
- ・認知症の診断、治療、予防について
- ・認知症の方への接し方
- ・サポーターとして地域でできること

オレンジリングをしている方が「認知症サポーター」です。  
市内では、これまでに14,142人のサポーターが誕生しています。



・オレンジカフェ(認知症カフェ)をご利用ください。

オレンジカフェ（認知症カフェ）には、認知症や介護に関する専門職がおります。特別な場所ではなく、お互いに交流し、情報交換することを目的とした憩いの場です。

認知症の方本人やその家族、地域住民の誰もがつどい、つながる場所です。

気軽にお話しながら、ゆっくりとした時間を過ごしませんか？

オレンジカフェの開催場所、開催時間等は、市広報または地域包括支援センター窓口にてご確認ください。

**【お問い合わせ】 地域包括支援センター(24-6345)**



・介護支援ボランティア(ハッピースマイルポイント) に登録しませんか？

介護支援ボランティアとは、元気な高齢者の皆さんに、市内の特別養護老人ホームやデイサービスなどで、ボランティア活動を行っていただき、その活動に応じて市の特産品や交付金などと交換するものです。地域に貢献する喜びを味わいながら、ご自身の健康維持につなげていただくことを目的としています。

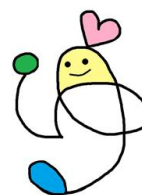
**【対象】**

- (1) 市内在住の65歳以上の方で、介護保険の要介護認定を受けていない方。  
(要支援の方は対象)
- (2) ボランティア活動ができる健康で体力のある方。

**【対象となる活動の範囲】**

市内の高齢者介護施設や障がい者施設で行う活動

- (1) レクリエーション等の指導や補助
- (2) お茶出しおよび食堂内の配膳、下膳等の補助
- (3) 散歩、外出および館内移動の補助
- (4) 話し相手
- (5) その他施設の職員とともに草刈り、シーツ交換、窓ふき等の軽微かつ補助的な活動等



※社会福祉協議会が実施する登録講習会の受講が必要となります。  
※介護保険証と印鑑、ボランティア保険の自己負担分をご用意下さい。

**【お問い合わせ】**

**由利本荘市社会福祉協議会 福祉事業課 介護支援ボランティア担当まで  
(23-5519)**

# 介護保険外の施設

---

## ■養護老人ホーム

主に経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の自立者を入所させ、養護することを目的とする施設です。介護保険施設ではないため、寝たきりの方など介護が必要な方は入所できません。

行政による措置施設であり、入居の申し込みは施設ではなく市町村へ行きます。

対象（以下、すべてに該当する方）

- ・概ね65歳以上
- ・入院加療を要する状態ではない
- ・家族や住居の状況など、現在の環境の下では在宅において生活することが困難
- ・生活保護世帯、又は、世帯の生計中心者が市町村民税均等割以下

## ■生活支援ハウス

独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者を受け入れ、住まい・生活相談・緊急時の対応・地域住民との交流などのサービスを提供する施設です。

対象：60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢等のために独立して生活することに不安がある方

（原則として、支援ハウス内で自立した生活を送ることができる人が対象となります。）

## このガイドに載っている関係機関一覧

### 【入湯料等割引券対象施設】

指定入浴施設名	所在地	電話番号
温泉休養施設「鶴舞温泉」	西小人町23-1	23-7227
石脇地区コミュニティセンター「ぱいんすば新山」	石脇字田尻30-12	28-1661
大手門温水プール「遊泳館」	尾崎23	24-0134
老人福祉センター「寿康苑」	矢島町七日町字羽坂173	56-2940
岩城温泉「港の湯」	岩城内道川字新鶴瀧192-43	73-2700
ゆりの里交流センター「ゆりえもん」	前郷字御伊勢下39-2	53-2651
総合交流ターミナル「ぼぼろっこ」	岩谷町字西越36	62-1126
かすみ温泉	葛岡字落合43	66-2418
小羽広館	岩野目沢字池ノ沢1	67-2542
黄桜温泉「湯楽里」	東由利老方字畑田28	69-2611
ふるさと交流センター「かしわ温泉」	西目町西目字釜ヶ沢96-5	33-2259
にしめ湯っ娘ランド	西目町沼田字新道下1112-1	33-4422
休養宿泊施設「鳥海荘」	鳥海町猿倉字湯ノ沢103-1	58-2065
フォレスト鳥海	鳥海町猿倉字奥山前8-45	58-2888

### 【はり、きゅう、マッサージ施術費助成指定施術所】

指定施術所名	所在地	電話番号
御門治療院	御門184	24-5144
中央鍼療院	中堅町49	23-1548
新山鍼灸院	花畑町一丁目86	22-1054
打矢治療院	石脇字石脇171	23-3257
長田治療院	砂子下107-3	22-7847
ひきじ町はり・きゅう院	日役町14	23-1381
鷹谷鍼灸院	表尾崎町107	22-1279
かまだ鍼灸院	内黒瀬字荒町231-7	44-8037
治療院やすらぎ倅房	二番堰18-5	44-8618
すこやか治療院	川口字愛宕町104-3	090-3750-5952
わかば鍼灸マッサージ院	石脇字田尻28-272	24-0092
本荘けやき整骨院	御門286-6	74-7577
越川はり灸院	川口字八幡前59-3	090-3099-0894
はり屋ドリーム	万願寺字館ノ内62	080-1845-7866
まさきスポーツ鍼灸治療院	薬師堂字中道128-4	74-4072
黒木治療院	矢島町元町字新所61	55-3589
三船針灸院	矢島町七日町字七日町53-2	56-2076
はりきゅうハマナシ治療院	岩城内道川字馬道94-4	050-3746-9321
ハレルヤ治療院	岩谷町字大宮田263-5	65-2677
治療院にかほ	にかほ市平沢字行ヒ森16-15	37-2924
はり・きゅう・マッサージ店ゆうき	にかほ市院内字上横根24-12	36-2213
皇漢堂鍼灸院	秋田市南通宮田4-25	018-835-9165
はり・きゅう加藤健灸堂	秋田市川尻総社町18-11	018-874-8831
治療室ショコラ	秋田市雄和椿川字前椿岱44-37	090-2319-7080
恒心はりきゅう院	横手市雄物川町二井山字二井山13-1	0182-38-8618
門井治療院	大仙市南外字土場46	0187-74-2958
鍼灸飯塚治療所	雄勝郡羽後町西馬音内字本町46	0183-62-1064

【生活支援・介護予防・家族介護事業関係】

事業所名	所在地	電話番号
由利本荘市シルバー人材センター	石脇字田尻30-12	24-5111
由利本荘市社会福祉協議会（本所）	堤脇40-1	23-5519
養護老人ホーム寿荘	水林457-4	22-4645
特別養護老人ホーム萬生苑	薬師堂字一番堰38-1	24-3711
特別養護老人ホーム白百合苑	前郷字家岸79-17	53-2100
大内さつき会指定短期入所生活介護事業所	岩谷町字ハケノ下80-2	62-1133
久盛福社会	岩城富田字根本9-3	62-5001
キッチンわかば	石脇字田尻野7-3	24-5601
特別養護老人ホーム広洋苑	岩城内道川字上山134	73-2245

事業内容の詳細については、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、長寿生きがい課、総合支所市民サービス課までお問い合わせください。

電話：北部地域包括支援センター 74-6888  
 中央地域包括支援センター 74-6629  
 東部地域包括支援センター 74-7670  
 南部地域包括支援センター 44-8841

東部在宅介護支援センター 23-5519  
 在宅介護支援センター白百合苑 53-2100  
 大内在宅介護支援センター 65-2808  
 西目在宅介護支援センター 32-1012  
 鳥海在宅介護支援センター 57-3288

長寿生きがい課 高齢者支援班 24-6322  
 長寿生きがい課 介護保険班 24-6323  
 長寿生きがい課地域包括支援班 24-6345  
 各総合支所市民サービス課  
     矢島 55-4951  
     岩城 73-2011  
     由利 53-2113  
     大内 65-2806  
     東由利 69-2110  
     西目 33-4610  
     鳥海 57-3501